

2005年2月19日
三重県国民保護フォーラム
四日市市総合会館

国民保護法と県民

－国・地方公共団体の役割と地域住民－

松阪大学政策学部・教授
浜 谷 英 博

はじめに

憂いなき備えとして
国の最大の役割とは

1 国民保護法制定の背景と経緯

26年にもわたる有事法制研究
日本を取り巻く国際情勢の激変
関連法整備の現状

2 日本国憲法と国民保護法

三本の柱（基本原理）の相互関係

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民主権
- 3 平和主義

3 国民保護法の概要

- (1) 基本的理念と目的
- (2) 住民の安全確保（避難、救援）
- (3) 武力攻撃災害への対処
- (4) 国民生活の安定化
- (5) 復旧・備蓄

- (6) 財政措置
- (7) 緊急対処事態への対処措置
- (8) 雑則
- (9) 罰則

4 国民保護法の特徴

- (1) 災害対策基本法の枠組み利用
- (2) 国民の協力
- (3) 対象の広域性
- (4) その他

5 国民保護法と今後の課題

- (1) 市民共助組織の確立
- (2) 人権保障と私権制限
- (3) 地方公共団体の首長の権限
- (4) その他

6 米国の対処事例

- (1) 連邦緊急事態管理庁 (FEMA) の活動
- (2) ノースリッジ大地震への対応と教訓ー阪神淡路大震災との比較ー

おわりに

抑止力としての備え

自助・共助・公助の効果的組み立て